

終わらない水俣病 ～すべての被害者の救済を～

2026年4月1日(水) 15:00～16:30

1956年に確認された水俣病は、1977年から1990年にかけて汚染汚泥の処理が施され、水俣湾の漁獲制限も解除されています。

また、教訓を踏まえ2013年には水銀による健康被害や環境汚染を防ぐための国際条約「水銀に関する水俣条約」が採択され、日本は早期批准に向けた取り組みを進めています。

しかし、70年近く経った現在でも水俣病患者やその家族に対する差別・偏見の問題も含めて、全面的な解決には至っていません。

患者認定や、国・自治体・原因企業への損害賠償を求める裁判は現在も続いています。過去の公害事件としてではなく、現在進行中の課題として、医学的・社会的・倫理的な側面から継続的な取り組みが求められています。

すべての被害者救済を求めて闘っている弁護団事務局長の齊藤園生弁護士と被害当事者の吉竹直行さんをお迎えして詳しく伺います。

講師

さいとう そのお
齊藤 園生さん

1993年 弁護士登録
担当事件：ノーモア・ミナマタ第1次訴訟、東京大気汚染訴訟、高尾山天狗裁判のほか、年金減額違憲訴訟他



患者

よしたけ なおゆき
吉竹 直行さん

1962年鹿児島県伊佐市に生れ、2013年に水俣病と同じ症状が判明し、ノーモア・ミナマタ第2次東京訴訟の一陣として参加



会場 **主婦会館プラザエフ4F シャトレ
及び オンライン(Zoom)併用**

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15
[JR 四ツ谷駅 麹町口 徒歩1分] [地下鉄南北線/丸の内線四ツ谷駅徒歩3分]

定員 会場参加/定員 50名 オンライン/定員 100名

参加費 無料

お申込み お名前、連絡先(電話、メールアドレス)、参加方法(会場参加/オンライン)を右記QRコードからまたは下記主婦連合会事務局までお知らせください。



主婦連合会 Tel 03-3265-8121
E-mail info@shufuren.net

4月1日(水)～13日(月)まで主婦会館プラザエフ1Fにて、ノーモア・ミナマタの資料や写真等も展示しております